

令和2年第4回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和2年12月24日
開会 午前9時30分

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第18号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第19号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号）について

議案第18号

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合
条例第17号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月24日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の下に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の下に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「2000キロワット」に改め、同項第4号から第6号まで中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第18号と、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し「（水素ガスを充てんする気球）」を「（水素ガスを充填する気球）」に改める。

同条第1項中「充てんする」を「充填する」に改める。

同条第1項9号中「充てん」を「充填」に改め、同条第1項9号オ中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

常総地方広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)</u>に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)</u>を屋外に設ける場合にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気自動車等</u>との間で自動的に絶</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>_____</u>電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。_____以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気</u>を動力源とする自動車等との間で自動的に絶</p>

<p>縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等</u> <u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等</u> <u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) <u>コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u>について、<u>操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。</u></p>	<p>縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等</u>が<u>確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等</u>の<u>接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>異常な高温とならないこと。また、異常な</u></p>
--	--

<p>ウ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>エ <u>制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(水素ガスを<u>充填</u>する気球)</p> <p>第17条 水素ガスを<u>充填</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充填</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 水素ガスの<u>充填</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>(15) 水素ガスを<u>充填</u>する気球</p>	<p><u>高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(水素ガスを<u>充てん</u>する気球)</p> <p>第17条 水素ガスを<u>充てん</u>する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 水素ガスの<u>充てん</u>又は放出については、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 水素ガスの<u>充てん</u>に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(14) 水素ガスを<u>充てん</u>する気球</p>
---	--

提 案 理 由

議案第18号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例 について

全国統一的な基準として急速充電設備の基準を定める「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和2年総務省令第77号）が令和2年8月27日に公布されたことに伴い、常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正するものです。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

議案第19号

令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)

令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月24日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
建物警備委託	令和2年度から令和3年度まで	265
建物清掃委託	〃	3,369
人事給与システム保守管理委託	〃	1,188
ホスティングサービス及びプロバイダ料	〃	227
例規集データベースシステム使用料	〃	660
職員共同研修委託	〃	5,911
交流センター防火設備定期報告業務委託	〃	208
防災センター管理委託	〃	952
障害者支援施設防火設備定期報告業務委託	〃	132
ビン収集用コンテナ賠償責任保険	〃	236
食品リサイクル堆肥化施設運転管理委託	〃	110,313
放射性物質濃度測定委託	〃	1,628
公園施設賠償責任保険	〃	140
第一種圧力容器点検整備委託	〃	1,560
自動ドア保守管理委託	〃	207
スポーツセンター防火設備定期報告業務委託	〃	206
屋外スライダプール定期報告業務委託	〃	418
消防用寝具等リース	〃	3,542
消防貸与服類購入(新規採用職員分等)	〃	2,695
消防救急デジタル無線及び指令設備保守管理委託	〃	2,198

事 項	期 間	限度額
署活動系無線保守管理委託	令和2年度から令和3年度まで	713
自家用電気工作物保安管理委託	〃	385
し尿浄化槽点検整備委託	〃	576
パソコンリース(令和2年度)	令和2年度から令和7年度まで	1,590
公用車リース(令和2年度)	令和2年度から令和8年度まで	2,280

提 案 理 由

議案第19号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号）
について

令和2年度一般会計補正予算（第5号）については、令和3年度当初より契約履行が必要なリース、業務委託等について、債務負担行為の追加設定をするものです。